

平成29年第4回潟上市議会定例会会議録（3日目）

○開 会 平成29年12月 8日 午前10:00

○散 会 午後 1:51

○出席議員（20名）

|             |             |              |
|-------------|-------------|--------------|
| 1番 鑑 仁 志    | 2番 堀 井 克 見  | 3番 佐々木 嘉 一   |
| 4番 小 林 悟    | 5番 澤 井 昭二郎  | 6番 伊 藤 榮 悦   |
| 7番 佐 藤 敏 雄  | 8番 藤 原 典 男  | 9番 西 村 武     |
| 10番 千 田 正 英 | 11番 戸 田 俊 樹 | 12番 菅 原 理 恵子 |
| 13番 鈴 木 壮 二 | 14番 佐 藤 義 久 | 15番 児 玉 春 雄  |
| 16番 大 谷 貞 廣 | 17番 伊 藤 正 吉 | 18番 菅 原 久 和  |
| 19番 鈴 木 斌次郎 | 20番 藤 原 幸 雄 |              |

○欠席議員（0名）

○説明のための出席者

|                          |                   |
|--------------------------|-------------------|
| 市 長 藤 原 一 成              | 総 務 部 長 栗 山 隆 昌   |
| 市民福祉部長 藤 原 久 基           | 福祉事務所長 伊 藤 巧      |
| 産業建設部長 菅 原 靖 仁           | 水道局長 村 山 久 尚      |
| 教 育 部 長 菅 原 剛            | 農業委員会事務局長 佐々木 雅 輝 |
| 選挙管理委員会・監査委員事務局長 児 玉 正 生 | 総 務 課 長 米 谷 裕 二   |
| 企画政策課長 千 葉 秀 樹           | 財 政 課 長 伊 藤 貢     |
| 市 民 課 長 菅 生 恵 子          | 長寿社会課長 仲 山 和 法    |
| 社会福祉課長 筒 井 弥 生           | 健康推進課長 渋谷 豊       |
| 都市建設課長 石 川 学             | 幼児教育課長 宮 崎 久 春    |
| 文化スポーツ課長 櫻 庭 仁           |                   |

○議会事務局職員出席者

|                |                 |
|----------------|-----------------|
| 議会事務局長 門 間 正 博 | 議会事務局次長 伊 藤 国 栄 |
|----------------|-----------------|



平成29年第4回潟上市議会定例会日程表（第3号）

平成29年12月 8日（3日目）午前10時開会

会議並びに議事日程

日程第 1 一般質問



午前10時00分 開会

○議長（藤原幸雄） 皆さん、おはようございます。また、傍聴者の皆さん、大変寒い中、朝早くからご苦労様でございました。

ただいまの出席議員は20名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。

【日程第1、議員の一般質問】

○議長（藤原幸雄） 日程第1、一般質問を行います。

本日の発言の順序は、12番菅原理恵子議員、8番藤原典男議員、17番伊藤正吉議員、13番鈴木壮二議員の順序に行います。

12番菅原理恵子議員の発言を許します。12番菅原議員。

○12番（菅原理恵子） おはようございます。傍聴席の皆様、足元の悪い中、早朝よりお疲れさまでございます。

今定例会での一般質問は、常日頃の活動でいただいた声、または私が感じた問題についての質問項目となっております。定例会の準備をしてくださいました当局の皆様には感謝申し上げます。

それでは、通告文に従い、大きく3点について質問させていただきます。

大きな1点目、児童の放課後環境づくりについて。

出戸児童クラブは、出戸地区ことぶき荘をお借りして運営されておりますことは、ご承知のとおりでございます。先月中旬頃、お邪魔する機会がありました。玄関に入ると、玄関ホールに何列も並んでいるコート掛けを目にしながらか中へ入っていくと、下校して来た児童たちはおやつを食べ、勉強に取りかかる子、また、元気に遊びに入る子、それぞれマイペースで過ごしておられました。とてもにぎやかで、大声を出さないと聞こえないほどでありました。トイレをのぞいてみますと、男女同じ入り口で仕切りもなく、男子が入っているときは、女子は入りづらいのではないかと感じた次第であります。

出戸児童クラブは、立地条件で環境的には申し分ないのですが、受け入れ人数に対し、余りにも狭いのではないのでしょうか。環境整備の必要性を実感した次第です。

また、出戸地区コミュニティセンターを通りかかったとき、これは10月中旬のお天気が良い日でありましたが、外で8人くらいのお子様が遊んでおりました。気になり、停車し、様子をうかがってみました。建物の中では、元気に遊んでいる子どもたちがおり

ました。聞いてみると、家族の送迎で、または自転車で遊びに来ておりました。図書館で読書したり勉強したり、児童館がない地域で児童館的な役割をしておりました。

ここは、土・日、祝日は子どもの受け入れはしておりませんので、その日は各家庭で過ごすこととなっております。受け入れるからには、たとえ一人の児童であっても大事な児童にけがをさせたら大変なので、交代で事務所に任務していただいていることを知りました。

運営費等は、出戸新町自治会会費から月2万円出費して賄っていただいていることを知り、感謝の思いで一杯になりました。

潟上の大事な人材育成のためにご尽力いただいている大事な施設でもあると実感致しました。

以上の観点から、次の点についてお尋ね致します。

①出戸児童クラブの環境整備について。

受け入れ人数に対し狭く、遊ぶ場所もない、出戸児童クラブの環境整備についてのお考えはいかがでしょうか。今後、環境整備の事業構想がございましたらお聞かせください。

②出戸地区コミュニティセンターの環境整備について。

出戸新町自治会が主体となって放課後の児童受け入れをしていただいております出戸地区コミュニティセンターは、本市の大事な人材育成の場となっておりますことから、改修についてのお考えはいかがでしょうか。

大きな2点目、期日前投票所の増設について。

本市での本年の選挙戦は、秋田県知事選・市長選と市議会の補選がございました。その平均投票率は61.64%となっております。

また、第48回衆議院選挙があり、秋田県の投票率が60.57%に対して本市の投票率は、期日前投票率がアップしているにもかかわらず投票率が55.92%と、県平均より低い投票率となっております。低投票率を県平均率と同等もしくはアップにつなげるために、市民の大事な声に応えていくのも必要ではないでしょうか。

期日前投票率が伸びている要因として聞こえてくるのは、早く投票して気持ちを楽しみたい、投票日当日より選挙立会人が少人数だから行きやすい、車椅子やシルバーカーを押しながら投票するには、スロープがあるとこでないと投票できないから、投票に行くには天気の様子をうかがいながら行けるときに行きたいといった様々な理由がござ

います。そんな中「追分出張所での期日前投票は段差が大きく、また、和室なので車椅子の人、足が痛い人は投票に行きづらいので、何とかして欲しい。」、また、天王地域の方たちからは「庁舎が遠くなったので、保健センターとかで期日前投票ができれば良いのに。」と言った声が上がってきております。そのような声を叶えるためにお尋ね致します。

①追分出張所での期日前投票について。

車椅子、シルバーカーの人たちが投票に行きやすくなるように段差の解消。また、投票所を和室からホールに変更できないかについては、いかがでしょうか。

②天王地域での期日前投票について。

天王地域の投票率が低いわけではございません。むしろ投票率が良いのではないのでしょうか。関心度が高いからこそ、声上がるのではないのでしょうか。声を叶えるためにも、天王地域に期日前投票所を増やすお考えは、いかがでしょうか。

大きな3点目、天王地域の保育施設について。

本市の待機児童解消に向け、昭和こども園が来年4月1日開園を目指し、急ピッチで工事が進んでおりますことに、感謝の思いで一杯でございます。ママさんたちから「完成が楽しみ」という声が多く聞かれます。

そんな中、天王地域での保育施設では、湖岸保育園のアスベスト問題は、措置が施され安心になったとはいえ、天王幼稚園・二田保育園・湖岸保育園の3施設とも、かなりの築年数が経過しており、老朽化が進んでいるのではないのでしょうか。安心・安全な保育環境と言えるのでしょうか。大事な人材、渦上っ子の保育環境は大丈夫か。孫に携わっております私には、他人ごとではなく、とても不安な心情であります。この地域も新築の家が並ぶようになってまいりました。若い世代が増える喜びに应运えていける保育の環境づくりが、最重要な位置づけになるのではないのでしょうか。来年度も待機児童が出ないことを祈る思いでございます。以上のような観点からお伺い致します。

天王地域の保育施設の環境整備について。

3施設の統合等も含め、事業展開についてお聞かせください。

以上、大きく3点にわたり壇上からの質問とさせていただきます。誠意あるご答弁のほど、宜しくお願い申し上げます。

○議長（藤原幸雄） 当局の答弁を求めます。菅原教育部長。

○教育部長（菅原 剛） 12番菅原理恵子議員の一般質問の1つ目「児童の放課後環境づ

くりについて」お答え致します。

ご質問の①出戸児童クラブの環境整備につきましては、現在、出戸小学校と協議を進めており、同校敷地内へ児童クラブを整備する方向で検討しているところであります。

整備にかかわる財源を確保するため、国及び県補助事業の「子ども・子育て支援整備交付金」の活用を検討しており、早期に整備したいと考えております。

次に、ご質問の②出戸地区コミュニティセンターの環境整備につきましては、平成26年6月定例会市議会に、出戸地区コミュニティセンター推進委員会から「健康ホール建設」の陳情書が提出され、趣旨採択されております。これを受け、市では用地名義等の問題解決や、老朽化した施設の建物簡易耐震調査を実施するなど、集会施設としての維持管理について検討してきました。また、先頃には、出戸新町分館長から「天王出戸地区スポーツセンター（仮称）の建設等に関する要望書」が提出され、現在に至っております。

ご存じのとおり、出戸地区コミュニティセンターは、昭和53年に開設し、築40年が経過しております。これまで外壁や設備の劣化には、随時補修等で対応してきましたが、経年による老朽化が顕著になっております。

現在、市では公共施設等総合管理計画を策定し、各集会施設の個別計画の策定作業に取り組んでおり、出戸地区コミュニティセンターを含め、分館等の施設全般にわたる整備方針を検討しているところであります。

しかし、社会教育活動の拠点である公民館や、地域づくりの場となる分館等の施設が多数あることから、今後の整備計画にあたっては、財政状況や利用状況等を考慮し、計画的な整備計画になることをご了解願います。

なお、ご質問をいただきました同センター体育館においては、地域の住民が子どもたちの遊び場として自主的に見守り活動を行っていることから、その活動に支障がある設備等については、今後も随時補修等の対応を行ってまいりたいと存じます。

続きまして、一般質問の3つ目「天王地域の保育施設について」お答え致します。

本市では、市の最上位計画である「第2次潟上市総合計画」において、保護者の就労状況などにかかわらず利用できる幼保一体化施設（認定こども園）の整備を計画的に進めることとしております。

個別の施設整備につきましては、「潟上市幼保一体化施設（認定こども園）基本計画」に基づいて、計画的に整備を進めているところであり、現在は昭和こども園（仮



称)の整備を進めているところであります。

また、「天王地域の保育施設の環境整備」につきましては、3園を統合して認定こども園を整備する計画となっております。

菅原議員もご指摘のように、二田保育園及び天王幼稚園は、昭和44年の整備で48年が経過、湖岸保育園は、昭和48年の整備で44年が経過しており、いずれも施設の老朽化が進んでおります。今後は、計画に基づいた3園の統合を含め、議員の皆様、地域住民及び保護者の皆様からご理解をいただきながら、速やかに検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（藤原幸雄） 児玉選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会・監査委員事務局長（児玉正生） 12番菅原理恵子議員の一般質問の2つ目「期日前投票所の増設について」お答え致します。

はじめに、本市における選挙の投票率が県平均より低いとのご指摘についてであります。選挙管理委員会では、今後も選挙啓発に工夫を凝らし、投票率の向上につなげたいと考えておりますので、ご理解のほど宜しくお願いします。

それでは、1点目の追分出張所での期日前投票についてであります。ご指摘のとおり、期日前投票所となっている和室には、廊下から12センチほどの段差があります。車椅子の方がいらした場合には、職員に手助けされて入場している状況でありますので、どのような方も投票しやすい環境を整備するため、適切な対策を検討してまいりたいと思います。

また、投票所を玄関ホールに変更することに関しましては、投票用紙を複数回交付する場合には面積が不足していること、体育館への通路脇になっていることから、静穏を保つことができないことなどにより、投票所として使用するのは困難であると考えております。

2点目の天王地域への期日前投票所の増設についてですが、現在、期日前投票所は市内4カ所を指定しており、天王地域は2カ所、昭和地域は1カ所、飯田川地域は1カ所となっております。

期日前投票所につきましては、新庁舎の完成により、平成27年に見直しを行っておりますが、各地域の有権者数と配置のバランスなどを総合的に勘案し、選挙管理委員会で審議した上で決定したものであります。このことから、天王地域に期日前投票所を増設

することは、早急には困難であると考えております。

しかしながら、有権者からご質問にあるような声があるのも事実でありますので、関係各所から広く意見を拝聴し、他市の状況も参考にしながら、今後、選挙管理委員会で検討してまいりたいと思います。

○議長（藤原幸雄） 12番、再質問ありますか。12番菅原議員。

○12番（菅原理恵子） 1の①は出戸小学校と協議で今進めているというご答弁でありましたので、早期整備に向けてということでしたので、この点は宜しくお願い致します。

②の出戸地区コミュニティセンターの環境整備についてでございますけれども、このたびスポーツセンターとしての要望書が提出されておるということでありました。スポーツセンターとしての要望というよりも、私自身は放課後の児童の、その児童館としての役割を果たしている、そういう大切な施設でありますので、早期に向けての整備が必要ではないかということで質問させていただきましたので、その児童館的な役割ということに對しましての答弁をいただきたいと思います。宜しくお願い致します。

○議長（藤原幸雄） 菅原教育部長。

○教育部長（菅原 剛） 12番菅原議員のただいまのご質問にお答え致します。

現在のコミュニティセンターには、ことぶき荘がすぐ近くにといいか併設されたような格好でありますので、そちらを利用していくということで私どもは考えております。

以上です。

○議長（藤原幸雄） 12番菅原議員。

○12番（菅原理恵子） ことぶき荘をそのような形で利用していくということでありましたけれども、ことぶき荘でなくコミュニティセンターの方には体育館がございます。それで、その体育館の方でバスケットをやったりというような形でお子さんたちが、児童が放課後、遊んでいらっしやいました。それで、奥に進みますと図書館といいか図書室があり、そこには何か皆さん持ち寄った図書といいか書籍があり、そこで本を読んだりというような形で、環境的にはことぶき荘よりも、こちらのコミュニティセンターの方がお子さんに対しては利用価値といいか使い勝手が良いんじゃないかなという思いでおりますけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（藤原幸雄） 菅原教育部長。

○教育部長（菅原 剛） ただいまのご質問にお答え致します。

あくまでも要望書は、先ほど私が申し上げたような形でいただいておりますが、実際

に要望を受けて、これからはなにかの行動を起こす際には、当然地域といろいろな形での細かい調整を行ってからと、行って進めていくということですので、そうした中で議員からのこのご指摘についても検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（藤原幸雄） 12番菅原議員。

○12番（菅原理恵子） 地域の方たちと私のこういったものを含めながら検討していくという形で押し進めていっていただきたいと思っておりますので、宜しくお願い致します。

その目処については、いつ頃押し進めていくのかお伺い致します。

○議長（藤原幸雄） 菅原教育部長。

○教育部長（菅原 剛） ただいまのご質問にお答え致します。

先ほどの答弁と重なることにはなりますが、今後、財政状況や利用状況等を考慮し、計画的な整備計画、これを策定した中で実施年度、考えてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（藤原幸雄） 12番菅原議員。

○12番（菅原理恵子） 了解致しました。

大きな2点目に移りたいと思っております。

2点目の①追分出張所での期日前投票について、玄関の右一角の椅子を移動して、私は玄関ホールで可能なのかなと思っておりましたけれども、狭くてできないという形がありました。それでは、体育館を利用する期日前投票というのは可能でしょうか。お尋ね致します。

○議長（藤原幸雄） 児玉選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会・監査委員事務局長（児玉正生） 再質問にお答え致します。

先ほど答弁致しましたとおり、ホールの方は面積的にはちょっと厳しいのではないかと申上げました。

体育館の方ですけれども、当然体育館の方は、ご存じのとおり面積の方は十分でございます。但し、使用者が使用頻度と言いますか、そちらの方がかなり頻繁でありますので、体育館の半分ほどあれば投票所としては十分だと思っておりますが、残りの半分を、変ですけれども、使えないような状況にもなりますので、こちらの方はなかなか難しいのではないのかなと思っております。但し、利用者からその辺が了解を得られる見込みであれば検討の中には入ると思っておりますので、ご理解願いたいと思っております。

○議長（藤原幸雄） 12番菅原議員。

○12番（菅原理恵子） 利用者の了解を得られれば利用は可能という形で今答弁いただきましたけれども、期日前、それこそ1週間ないですよ。6日間ですか、期日前できるというのは、6日間。その6日間ちょっと利用者から我慢していただくっていうことも話の内容によってはできるのではないのでしょうか、その点も再度伺います。

○議長（藤原幸雄） 児玉選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会・監査委員事務局長（児玉正生） ご質問にお答えします。

先ほど期日前投票6日という形でお話いただきましたけれども、国の選挙におかれましては2週間ほど期日前を要するところがあります。ですので、そういった期間的な面から見ると、なかなか厳しいものがあるのではないかなと、このように思っております。

○議長（藤原幸雄） 12番菅原議員。

○12番（菅原理恵子） 日にち間違いまして申し訳ありませんでした。そこを訂正させていただきます。

それでは、一日も早く、この利用者と話し合いをいただき、ここの体育館でできればいいなと思っております。というのは、衆議院選のときに私に一本の電話が入り、車椅子なので投票に連れて行っていただきたいという話だったんです。それで追分の方だったので、追分出張所でと言ったら、いや、あそこは車椅子大変なので別なところに連れて行っていただきたいということで、別のところに連れていった経緯がございます。やはりそういう人たちの足、やはり投票に行きたいけれどもそれでは行かれないよというそういう状況をつくってはいけないのではないのかなという思いでこの質問をさせていただきましたので、早急に検討していただきたいという思いでおりますので、1番目は結構です。

②天王地域での期日前投票について、平成27年度に見直しをして、選挙管理委員会で検討して、現時点では難しいという答弁でございましたけれども、やはりさきの大綱質疑のときにも戸田さんの方からも言われたとおり、これは1人、2人ではなく、天王地域に関しての声は大きい声がございます。やはりこれは、早急に検討すべきではないでしょうかと思いますけれども、その点について再度お伺い致します。

○議長（藤原幸雄） 児玉選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会・監査委員事務局長（児玉正生） ご質問にお答え致します。

増設の検討ということでご質問がありましたけれども、答弁の中にお答えしたように、

新庁舎を設置する際に選挙管理委員会の方でいろいろ審議したという経緯があります。何箇所が適当なのかということですが、今までの経緯から4カ所が適当という数論に至っております。確かに天王地区の方からそういった声があるのは承知しておりますけれども、なかなかやはり地域的なバランス、天王地区にそうすると3カ所という形になろうかと思えます。こういったことの地域的なバランスがとれているのかということ、そのあたりは再度審議しないと何とも言えない部分もございますので、そういったことを加味致しまして、これから検討してまいりたいと思えます。ただ、早急には検討するという考え方は今のところございませんので、その辺はご理解していただきたいと思えます。

○議長（藤原幸雄） 12番菅原議員。

○12番（菅原理恵子） バランス等も考えて難しい、今すぐはできないという答弁でございましたけれども、時間を短縮するなど考慮をすれば増設につながるのではないのでしょうか。その点について、またお伺い致します。

○議長（藤原幸雄） 児玉選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会・監査委員事務局長（児玉正生） ご質問にお答えします。

時間短縮による設置ということでもありますけれども、確かに大学構内に一日だけ期日前投票所を設置したということもあります。そのようなことも踏まえまして検討してまいりたいと思えますので、ご理解のほど、宜しくお願い致します。

○議長（藤原幸雄） 12番菅原議員。

○12番（菅原理恵子） 前向きに検討していただきたいと思っております。やはり私たちの市議会議員の選挙は真冬でございます。やはり何で真冬なのっていう声が多く、投票所が遠ければ、なおのこと投票率は低くなっていくのかなという思いでおりますので、何とか早急に検討を宜しくお願い致します。この点については終わらせていただきます。

大きな3点目、天王地域の保育施設についてに移りたいと思えます。

3施設の統合をし、認定こども園にしていくという基本構想を伺いました。基本的に計画的に進めているという答弁でございましたけれども、この今後のタイムスケジュールというものはございますでしょうか。その点についてお伺い致します。

○議長（藤原幸雄） 菅原議員、先ほどあなたがこの問題について、みんな質問しているから、次の今、選挙管理委員会に聞いたから、本当から言えば余り良くないけれども、いいですか。

○12番（菅原理恵子） すいません、私、2番終わりましたして3番目に移りますと言いましたけれども。

○議長（藤原幸雄） 菅原教育部長。

○教育部長（菅原 剛） ただいまのご質問にお答え致します。

先ほどの答弁では、速やかに検討してまいりたいということで答弁しておりますが、現在、昭和地区の整備を行っているところでありますので、早くても来年度からということと考えておりますが、いずれ保護者の皆様の同意をいただくのが、まず一番最初とっておりますので、そうしたことから順番に進めてまいりまして、完成の時期については、こういった作業がまだ全くできていませんので、そういったものをにらみながらこの後スケジュールを作ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（藤原幸雄） 12番菅原議員。

○12番（菅原理恵子） 保護者からのアンケートというのは、何に対してのアンケートを取るのでしょうか。

○議長（藤原幸雄） 菅原教育部長。

○教育部長（菅原 剛） 私、先ほどアンケートとは申しておりませんが、保護者の同意ということで先ほど申し上げましたが、この統合について、統合を可とするか否とするか、そこら辺の意向も全く確認しておらない状況でございます。あくまでも、現在、計画があるという段階ですので、まずはその関係者からその計画について、やはり了という意見を頂戴したいと思っております。

以上です。

○議長（藤原幸雄） 12番菅原議員。

○12番（菅原理恵子） 保護者から統合するかしらないか同意をいただく、これ同意できなければ3園を、3施設を別々にまた新築するというお考えになるのでしょうか。その点についてお伺い致します。

○議長（藤原幸雄） 菅原教育部長。

○教育部長（菅原 剛） ただいまのご質問にお答え致します。

保護者の意向の確認もまだ行っていない段階ですので、そうしたことになるれば、それはそのときにまた検討したいと思えます。

以上です。

○議長（藤原幸雄） 12番菅原議員。

○12番（菅原理恵子） 統合するかしないか、それはやはり教育担当していらっしゃる部長はじめ皆様の尽力で、やはり決まるべきことだと思います。私はやはり統合が一番望ましいのかなという思いでおりますので、統合に向けた進め方をさせていただきたいという思いでおりますので、要望として終わらせていただきます。

大変にありがとうございました。

○議長（藤原幸雄） これをもって12番菅原理恵子議員の質問を終わります。

8番藤原典男議員の発言を許します。8番藤原議員。

○8番（藤原典男） 日本共産党の藤原典男でございます。

朝早くから傍聴に駆けつけた市民の皆さん、本当にご苦労様です。

そしてまた、12月議会を準備されました市長はじめ職員の皆さん、本当にご苦労様でございます。

76年前の今日は、12月8日は、日本軍国主義が太平洋戦争を始めた日です。結果は、日本国民、軍属含め310万人の国民が、そしてアジアでは2,000万人の方が、尊い命がなくなりました。

憲法9条は、戦争を放棄した世界に誇れる憲法でございます。人類が戦争で再び命をなくすことのないように切に願うものです。

それでは、通告に従いまして、1つ目は、国民健康保険都道府県単位化に係る課題について、2つ目は、道路の安全対策への市民要望について、3つ目は、障がい者施設に通う利用者の給食費について、通告に従いまして質問致しますので宜しくお願い致します。

1つ目、国民健康保険都道府県単位化に係る課題について。

平成30年4月1日より、国民健康保険制度が市町村より都道府県単位化に移行されますが、課題と問題点について伺いたいと思います。

国民健康保険制度は、来年度から「財産運営の責任を負う主体は都道府県」としつつ、「運営に関する業務は都道府県と市町村が適切に役割分担を行う」都道府県単位化に移行されます。国民皆保険のもと、「国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする。」と法第1条に明記されておりますが、現実には失業したとか病気で働けなくなった、病気治療のために高額な医療費がかかるなどして、健康保険税を1年間滞納したときに資格証明書が発行され、そうな

ると病院窓口では10割負担で、ますます医療機関への受診が遠のき、重篤な状態となり、取り返しのつかない死亡にまで至っているのが現状です。

厚生労働省の保険局・国民健康保険課のホームページでは、平成28年6月1日現在で保険税に一部でも滞納のあった世帯は312万5,000世帯で15.9%、短期保険証発行の世帯が98万2,000世帯、資格証明書発行世帯が20万4,000世帯となっており、平成27年度の保険者の1世帯当たりの課税所得は112万3,000円に対し保険税は15万2,352円、1人当たりの課税標準額は67万9,000円に対し9万2,124円の保険税となっております。払いたくとも払えない高い保険料だと私は思います。さらに40歳以上からだ介護保険料が国保から引かれ、後期高齢者医療支援分も引かれることとなります。今後の国保都道府県化により、1つ目、保険税の大幅引き上げが懸念されます。それは赤字補填の一般会計からの法定外繰り入れや繰上充用の廃止・縮小、医療費水準、所得水準の差異を加味しない統一保険税。2つ目は、徴収強化促進の恐れです。収納率目標の設定による市町村の徴収強化。3つ目、医療費適正化（抑制）推進の流れ、これは国・県の調整基金による医療費適正化の推進による療養病棟削減などによる医療費抑制の動き。4つ目は、市町村独自の減免制度の形骸化などです。保険証があるから医療機関にかかり、健康な生活を取り戻すことができます。

秋田県では、どのように運用していくのか、本市はどのような状況になるのか、保険税も含めた内容を伺います。

また、本来、子どもが生まれた場合には、担税能力がないにもかかわらず均等割が増え、子どもが増えれば増えるほど保険税が高くなるのは、子育てに矛盾したことだと感じます。均等割の見直しもすべきではないでしょうか。

国保は社会保障にもかかわらず、滞納により保険証の取り上げがないよう、低所得者への配慮や減免制度に対する考え方、取り組み、一般会計からの繰り入れへの考え方についてもどうなっていくのか伺いたいと思います。

2つ目は、道路の安全対策への市民要望についてです。

先日、私どもが行った市内1万世帯へのアンケートには、たくさんの市民の皆さんから色々な要望やご意見が寄せられました。介護や税金についても意見が寄せられておりますが、この場では、市民の交通安全に係ることについて紹介しながら、当局の今後の対応について伺います。

一番多く寄せられたのは、道路の拡幅・整備、カーブミラーの設置、街灯の設置、信



号機の設置の順でしたが、どれも具体的な場所の地図まで要望されておりました。それぞれの具体的な場所については、私自身も現場を見て調査しなければなりません。これらの合計件数は40件を超えるものでした。中でも特に急がなければならないと感じたことについて、2、3紹介したいと思います。

追分の西高校前の信号機についてです。

40代の女性からです。「西高から男鹿街道にぶつかる交差点に信号機がほしい。この1～2カ月で2回も事故が起きている。」。

同じく40代の女性ですが「西高の十字路、各家庭が西高校生を送迎するため、ひどい停滞となる。そのため歩行者（小学生）が通れない。危険である。押しボタン式ではなく、車両感知式の信号にしてほしい。歩行者用信号機も設置してほしい。町内会でも市へお願いしたこともあり、市から警察に頼んでもらったが、変わらず、困っている。」。

50代の男性からは「西高校、保育園入り口の右折禁止も要望。男鹿方面から秋田市方向のみでも、朝かなりの停滞の緩和と通行車両の安全が確保できると思います。」。

ほかにも数名から西高校前の信号の扱いや通行方法についてのご意見がありました。町内会としても市を通して警察に要望した経緯もあり、どのようにしたらうまく改善できるのかは、知恵を出さなければいけない問題として、市当局としても対策を立てるべきでないかと思いますが、見解を伺います。

ほかに、追分西の県立大学キャンパスへの右折方向への信号機の設置や昭和地域でも、この問題についてはありました。

また、カーブミラーの設置の要望も多く、結露や曇りのないものと取り替えできないか、カーブミラーが壊れているので直していただきたいという声や道路整備・拡幅の要望もありました。この場では全部、一つ一つ申し上げるわけにはいかないと思いますが、今後の当局としての対応も、今回私どもの行ったアンケートに対し、参考にして対応いただけるものかどうか伺いたしたいと思います。

3つ目、障がい者施設に通う利用者の給食費について伺います。

通所施設を利用する低所得の障がい者に対する給食費について、厚生労働省は11月29日までに、来年度から全額自己負担とする案を示しました。生活介護などの通所施設を利用する障がい者の多くは、年金と工賃が主な収入源です。障がい者団体「きょうされん」の実態調査では98.1%の障がい者が年収200万円以下です。こういった状況で食費負担増となれば、多くの障がい者の手元には、使えるお金がこれまで以上に少なくな

ります。来年度から障がい者施設に通う利用者の食費負担を軽減する制度も廃止される可能性があります。京都府の障がい者施設保護者連絡協議会は、早速、制度の存続を国に求めることを決めました。「障がい者の働いて得る賃金より、給食費が高くなる。」「生活に響く」ということです。地方の障がい者団体も反対の声が上がっております。低所得者でなくとも食事提供体制加算ということで公費で補填してきた自治体もあります。障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）では、食事は原則として全額自己負担とされてきましたが、激変緩和措置で同制度は延長されてきました。延長の期限が来年3月に迫り、厚生労働省の報酬改訂検討チームは27日の会合で「延長しない方向で検討したらどうか」との考えを示し、廃止の方向をにじませました。どこの施設でもほぼ同じくらいだと思いますが、利用者が得る賃金は1万円前後です。食費を全額自己負担した場合、約6,000円の収入減となります。保護者の会では「子どもの将来のための蓄えが減ってしまう。」と疑問や不安の声が相次いで上がっております。

本市においても、10月に県から市の管轄になった天王地区の障がい者施設つくし苑、飯田川にあるつくし苑での扱いがどうなるのか。もうすぐ市でも来年度予算編成の締め切りが迫ってまいりましたが、施設を利用する障がい者の方が賃金より給食費が高くなれば利用もままなりません。生き活きとその人なりの力を発揮して生活してもらうことができなくなります。本市での今後の取り組みに期待をするものですが、状況を踏まえた見解を伺います。

以上で壇上からの1回目の質問を終わりますが、宜しく答弁をお願い致します。

○議長（藤原幸雄） 当局の答弁を求めます。藤原市民福祉部長。

○市民福祉部長（藤原久基） 8番藤原典男議員の一般質問の1つ目「国民健康保険都道府県単位化に係る課題について」お答えを致します。

ご質問にありますように、平成30年4月から、県が国民健康保険の財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保などの事業運営において中心的な役割を担うことにより、国民健康保険制度の安定化を図ることとされております。

これまで、県と市町村は、連携して事業の広域化や効率化を推進できるよう「秋田県国民健康保険運営方針」を策定するため、事務担当者による作業部会、国保主管課長による連携会議を毎月開催しているほか、保険者としての県と市町村、審査支払事務等の実施者である国民健康保険団体連合会とのすり合わせ作業をきめ細かく実施しております。

平成30年4月の施行に向け、万全を期している状況となっております。

県による保険税等の試算状況ですが、当市においては、保険税率等を変更することなく国保財政の運営が可能と推測しておりますが、平成29年度の所得状況が確定される平成30年5月中旬を目処に、これまでどおりに国保保険税率の算定作業を行うこととなるものでございます。

藤原議員のご指摘にありました①の保険税の大幅引き上げが懸念され、赤字補填の一般会計からの法定外繰り入れや繰上充用の廃止、縮小、医療費水準、所得水準の差異を加味しないよう、統一保険税とありますが、潟上市においては、保険税の大幅な引き上げはない状況となっております。

また、赤字の補填の一般会計からの法定外繰入金や繰上充用は、国保の都道府県単位化にかかわらず好ましくないものとされており、当市においては行っておりません。

一般会計からの繰入金が認められているものとしては、職員人件費や事務費、出産育児一時金、低所得者の保険税軽減に対する一定額などとなっております。法定外繰入金としては、保険税負担軽減のための繰り入れ、赤字決算の補填、医療費増加分の補填などとなっております。

一般会計からの繰入金が制限される理由としては、国保被保険者と社会保険加入者被保険者との平等性を確保するためのものであります。

また、平成30年度に向け県が試算する標準税率に関しては、各県・各市町村の医療費指数と所得指数を加味して行われております。

②の国保税の徴収強化促進の恐れ、収納率目標の設定による市町村の徴収強化については、これまでどおり国保保険者の責務として実施しているものであり、今後も国保財政の健全化と継続性を保つため、保険税徴収業務を的確に実施したいと考えております。

③の医療費適正化に関しては、これまでどおり、医療費通知の実施やジェネリック医薬品の使用推進などに努めたいと考えております。

④の市町村独自の減免制度の形骸化については、国保の都道府県単位化により、県内の異動であれば高額療養費の支給要件や保険税の減免要件が引き継がれるものとなっております。

続きまして、質問の2つ目「道路の安全対策への市民要望について」お答え致します。

はじめに、市道の拡幅・整備等に関する市民要望につきましては、現在、自治会からの要望や市民の方からによるものなど、年々増加をしております。

市では、その都度、当事者と現場立会いをして危険箇所など、対応すべき案件については早急に実施しております。拡幅等に関する道路整備には長い時間と多大な費用がかかることから、路線の重要性だけにとらわれず、整備の容易性や合併特例債の適用が認められる路線等、優位な財源を確保できる路線から整備に着手していけるよう実施しております。

また、側溝改良工事、維持管理工事、雨水対策工事等についても、財政事情や優先順位を考慮して実施をしております。

次に、カーブミラーの設置につきましては、自治会からの要望に応じて現場を確認後、設置基準に基づいて速やかに対応しており、現在、要望に対する未設置箇所はございません。

カーブミラーは、地域の交通安全にも深いかかわりがあることから、個人から相談があった場合には、自治会と協議をしてから対応をしております。

結露や曇りのないものとの交換については、反射鏡だけでも価格が約3倍と高価なため、導入が難しく、従来のもので対応しておりますが、試験的に設置することも検討したいと思います。

また、街路灯の新設についても、自治会からの要望に応じて市で設置をしておりますが、自治会で設置した場合には、設置費の2分の1を助成しており、新たに宅地開発された場合には、開発事業者に対し設置指導を行っております。

藤原議員が実施したアンケート結果を参考に、市民の要望に応えられるよう、今後も進めてまいります。

なお、西高前の信号機につきましては、押しボタン式から車両感応式機能の信号機への要望が多いため、市から五城目署へ要望した経緯がありますが、警察では現在も継続案件として取り扱いをしているとのことでありました。

以上でございます。

○議長（藤原幸雄） 伊藤福祉事務所長。

○福祉事務所長（伊藤 巧） 8番藤原典男議員の一般質問の3つ目「障がい者施設に通う利用者の給食費について」お答え致します。

ご質問の食費軽減措置の件につきましては、厚生労働省の検討会議での議論の途中経過をメディアが報じたものでありまして、正式な公文書の発出があったわけではないということを、まずもって初めに申し上げておきます。

障がい者施設に通う利用者の食費の食事提供体制加算は、通所の利用に対し食事を提供する場合、事業所に調理員を配置することにより加算が認められるというものでございます。この加算分1人当たり300円は、給食の調理員さんの人件費に充てられます。平成18年の障害者自立支援法の施行により、日中活動系サービス、短期入所につきましては、食費が原則全額自己負担となりましたが、激変緩和措置として経過措置が設けられ、3年ごとに見直しを行い、平成30年3月31日までの措置となっております。

低所得者の世帯及び一般世帯のうち市町村民税所得割額が16万円未満の利用者につきましては、食費のうち人件費相当分をサービス提供事業所等に補助し、利用者負担の軽減に努めてきたところでございます。

国の見直しの報告書によりますと、利用者負担に関する経過措置が時限的な措置であること、施行後10年が経過していること、平成22年度から障がい福祉サービスの低所得者の利用者負担が無料になっていること及び他制度とのバランスや公平性を踏まえ、検討すべきとしてございます。

さて、潟上市の障がい者施設天王つくし苑及び飯田川つくし苑の利用者は、平成29年12月1日現在、就労継続支援B型が11人、生活介護が15人の都合26人でございます。施設が提供している食事は、1食500円～600円程度で作られておりまして、このうちの300円が人件費相当分の食事提供体制加算であります。中には弁当を持参する利用者や障がいの程度など、個々の状況によりまして施設の食事の提供を受けておられない方もおります。いずれに致しましても、まずは国の方針を見定め、利用者の状況や事業所の運営状況などを総合的に勘案し、今後検討してまいりたいと存じます。

以上でございます。

- 議長（藤原幸雄） 8番、再質問ありますか。8番藤原議員。
- 8番（藤原典男） まず、国民健康保険の都道府県単位化にかかわることですけれども、国民健康保険というのは、やはり構造的な問題を抱えているということです。それで、法律によって7割・5割・2割の軽減策ということを最初から受けている方が7割いるということで、かなり低所得、無所得の方もいますし、それから年金だけの人、それから事業所をやっている方もいますけれども、構造的には低所得の方が入っているのが国民健康保険の構造的な問題だと思います。

それで、今回、都道府県化するにあたって秋田県から、厚生労働省から、市町村によっては高くなる場所もあるし、低くなる場所もあるんですけれども、いずれ激変

緩和措置ということで4億円が秋田県に繰り入れられるということになるみたいです。それで、先ほどいろいろ答弁いただきましたけれども、質問事項にまだ答えていないところもあるので、まずそれをお聞きしてからまた質問したいと思いますが、というのは、子どもが増えれば均等割、そこが増えていくんだけれども、それはやはり考えて、なくしていくべきではないかということに対してどのような考え方を持っているのか、そこをお聞きしたいと思います。一つ一つお願いします。

○議長（藤原幸雄） 藤原市民福祉部長。

○市民福祉部長（藤原久基） 8番藤原議員の質問にお答えを致します。

今回、県の広域化ということでございますが、これは国の施策でございますので、法令に基づいて遵守をしまして実施をしてみたい、このように考えてございます。

○議長（藤原幸雄） 8番藤原議員。

○8番（藤原典男） 自治体によっては、今、国の法律と言いましたけれども、自治体によっては均等割でないところもあるんです。先ほどお話しましたけれども、国保というのは、やはり低所得者の方が入る、入っているところで、今、少子化問題いろいろなっていますけれども、子どもをもっと増やしていくという政策の中で、子どもが生まれれば、もう税金の支払う能力がなくても、1人、2人、3人と均等割が加算されていく、これはやはり将来の都道府県化に向けては、これは秋田県の政策とは、まずちょっと矛盾するんじゃないかということで均等割のところを質問したんですけれども、ないところもあるし、そこら辺についてもう一度伺いたいと思います。

○議長（藤原幸雄） 藤原市民福祉部長。

○市民福祉部長（藤原久基） ただいまのご質問にお答えします。

まず、健康保険は、子どもが生まれればというお話がございましたが、確かに国民健康保険の加入者というものは、比較的高齢な方々で収入が比較的少ない方ということで、それは前から構造上の問題については言われているところでございます。

今回の均等割、平等割、いわゆる所得割の課税の方式でございますが、市町村によっては現在3方式、4方式もございますので、そういったものも今後は統一化ということで進めてまいりますのでございます。

○議長（藤原幸雄） 8番藤原議員。

○8番（藤原典男） 均等割のことについてお聞きしてはいますけれども、ここの場で今後の県のあり方どうのこうのということの均等割への見解は出せないと思いますが、いず

れ今、市ではほとんどあれでしょう、3方式であって、4方式って、資産割が町村、まずほぼあるところもあるんですが、この賦課方式については、今後どのようになっていくのか、また逆に資産割が増えていくとか、そこら辺の県の見解というのは出ていますか。

○議長（藤原幸雄） 藤原市民福祉部長。

○市民福祉部長（藤原久基） ただいまのご質問にお答えをします。

藤原議員から現在はどうなっているかということでございますが、県内で一番多い課税方式は3方式でございます。広域化になった場合、県では3方式ということで進めていく考えでございます。

○議長（藤原幸雄） 8番藤原議員。

○8番（藤原典男） 課税方式についてはわかりました。

それで、先ほどもまず再質問の冒頭にお話ししましたけれども、国保の安定化のために政府が秋田県に4億円をまず繰り入れるということで、国保財政の安定化ということでやるような措置が講じられておりますけれども、県内全体では平均しますと、高くなる場所もあれば、それから国保が低くなる場所もあるという試算が出ています。潟上市は97.7%ぐらいで引き下がるんじゃないかという試算がありますけれども、この税率というのは、来年度は同じようにしていくという答弁でしたけれども、どれぐらいの年数で統一していくのか、そこら辺の県の見解というのは出ていますか。

○議長（藤原幸雄） 藤原市民福祉部長。

○市民福祉部長（藤原久基） ただいまのご質問にお答えします。

まずは、いつ頃になるのかということに関しましては、まだ県では目処が立っていないということでございます。

全県一律になるのかというご質問でございますが、最初に標準保険税率というものを算定致します。これは過去数年間の医療費の給付費をもとに決めるものでございますが、その標準税率を作成しまして、それにだんだん近づけていくということでございますので、直ちに来年度から統一、均一化が図られるというものではございません。

○議長（藤原幸雄） 8番藤原議員。

○8番（藤原典男） 報道によれば、一番高くなるのが大潟村と言われております。それから秋田市とか、具体的な市町村名も出ておりますけれども、当面は今の課税の率でもって潟上市も、ここ5年ぐらいはそういうふうに行くということでよろしいですか。どう

でしょう、そこら辺。

○議長（藤原幸雄） 藤原市民福祉部長。

○市民福祉部長（藤原久基） 再質問にお答えをします。

広域化ということにつきましては、当然ばらつきがあったことを均一にするということが一つの目的でありまして、潟上市の場合においては、若干下がる程度と推測をしております。

議員がおっしゃったように、その地域、市では、かなり高くなるどころ、あるいは下がるところがございます。その極端に高くなった市町村に対しましては、先ほどおっしゃられましたように、国が2億円、県が2億円ということで基金積立をしまして、それを基金を充当するというところで進めたい考えでございます。

○議長（藤原幸雄） 8番藤原議員。

○8番（藤原典男） 基金のことは理解できますけれども、ここ5年ぐらいは潟上市は税率を変えないで、このままの状態で行くのかどうか、そこら辺もお聞きしました。そのことと、あとは、最初に言いましたけれども、7割・5割・2割の最初からの軽減策を受けている方がおりますけれども、さらなる低所得者への配慮が必要だということの都道府県化に移行する際の、そういう指標なども出ていますが、そこら辺の低所得者への軽減策も含めて、今、県の方で考えていることはあるのかないのか、そこら辺お聞きしたいと思います。本市の税率も含めてです。

○議長（藤原幸雄） 藤原市民福祉部長。

○市民福祉部長（藤原久基） 再質問にお答えをします。

本市においては、税率改正は平成24年度から行ってございません。来年度から広域化ということでございますが、所得が確定するのが30年度の5月中旬頃でございますので、最終的にはそれを見て税率の改正ということになるかと思っておりますけれども、現在は現行どおり維持できるものと考えてございます。

また、低所得者の軽減ということでございますが、それにつきましても現行どおり進めてまいりたいと考えてございます。

○議長（藤原幸雄） 8番藤原議員。

○8番（藤原典男） 現行どおりということで了解しました。

それから、今、国保については、所得の低い方については、軽減策だけじゃなくて減免制度もあります。この減免制度が、統一化することで、県単位に統一されることに



よって、今まであった本市の減免制度が変わっていくのかどうか、そこら辺の指示というのがありますか。

○議長（藤原幸雄） 藤原市民福祉部長。

○市民福祉部長（藤原久基） 再質問にお答えを致します。

減免制度の変更ということでございますけれども、現段階では各市町村ごとの基準で行うということにしておりますけれども、基準の統一を求められれば変更もあり得るということでございます。本市としましては、現行どおり進めてまいりたいと考えてございます。

○議長（藤原幸雄） 8番藤原議員。

○8番（藤原典男） まず、大体わかりましたので、国民健康保険の都道府県化単位に係る課題については終わりますけれども、やはり払えるような国民健康保険税にするために、やはり市町村も努力すべきだと私は思いますので、それひとつ提言しておきたいと思います。

次に、道路の安全対策への市民要望、これについてですが、追分のポリテクセンター方向から西高に向かったところが手押し信号のみばかりで、右に曲がる方向の方がいれば、かなりの渋滞があるということ、お気付きだと思いますけれども、県立大キャンパスへのところす。前、町内会が市も立ち会って警察に、何とか要望したということがありますが、その後、警察からは何の動きもないということですか。市としては、どのような考え方でいるのか、そこら辺対応、今後の対応について伺いたいと思います。

○議長（藤原幸雄） 藤原市民福祉部長。

○市民福祉部長（藤原久基） ポリテク前の信号機ということでございますが、平成26年7月に五城目署長へ市の教育長が要望してございます。先ほども答弁致しましたが、現在も継続案件ということでございますが、署の方では優先的に順位を決めて対応しているということでございます。したがって、まだ継続で考えているということでございましたので、ご了解のほど宜しくお願いします。

○議長（藤原幸雄） 8番藤原議員。

○8番（藤原典男） 継続案件ということ、平成26年7月と言いましたけれども、あれからもう3年以上が過ぎて、3年以上も継続案件というのは、おかしいと思うんですよ。またこの間、かなりの事故が起きまして、何とか信号のところ何とかしていただきたいというところの要望がありますので、今後の市の対応について、具体的にどうするのか、

そこら辺について伺いたいと思いますが、再度お願いします。

○議長（藤原幸雄） 藤原市民福祉部長。

○市民福祉部長（藤原久基） 再質問にお答えします。

26年7月から3年を経過しているということでございますので、私の方でも、これは警察が判断をすることでございますが、私の方でも強い意見で要望をさらにしてまいりたい、このように考えてございます。

○議長（藤原幸雄） 8番藤原議員。

○8番（藤原典男） 強く要望していくということなのでわかりました。

それから、カーブミラーのことについてですが、昨日も同僚議員の方がカーブミラーについて質問されましたけれども、冬場の結露でとかいろいろなことで見えなくなるといってこういう要望が出ておりますが、中には壊れているから直してもらいたいということもありますけれども、まず冬場のカーブミラーの対策なんですけれども、この冬場、きついことを言うかもしれませんが、市の方ではどんな対策をとるのか、そこら辺を伺いたいと思います。というのは、カーブミラーが見えない見えないうことで、少しずつ前に行って、見えるところまで行ったら衝突された。これはやはり市の方でも責任あるんじゃないかという懸念も出てくると思うんです、私は。ですから、まずこの冬場の問題については、例えば町内会の方をお願いして、雪がついていけば拭ってもらうとか、あとは氷結どめのスプレーあるでしょう。あれを準備するとか、いろいろ考えれば方策があると思うんです。この冬、こういうふうな、この後、もう1人の方も恐らくこのカーブミラーについてはやると思うんですけれども、こういう議会で上がったことに対して、この冬何もしないというのは、対策しないというのは、ちょっとやはり市民から見れば何やっているんだと批判を受けると思うので、そこら辺、町内会の協力も含めた今後の冬場の、今冬の冬場での対策への考え方について伺いたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（藤原幸雄） 藤原市民福祉部長。

○市民福祉部長（藤原久基） 藤原議員のカーブミラーの交換についてお答えを致します。

昨日も曇らない、曇りにくいミラーの設置につきましては、交通量の多い箇所に試験的に設置することを検討したいということで申し述べましたが、まずは交通量の多い箇所、そういったところにとりあえず設置をしてみて、そういった状況を伺ってみたいとも考えてございます。

但し、そのカーブミラーというのは、議員から見えなくて出てというお話でもございましたが、あくまでも交通安全の補助用具としていますので、曇りがある等はまた大変困ることではございますが、そこら辺も市民の方、あるいは運転者の方に周知しながら、曇ってあるところに関しましては、できるだけ交換をしたい、従来のものであっても、曇りにくいガラスであっても、再度点検をして進めてまいりたい、このように考えてございます。

○議長（藤原幸雄） 8番藤原議員。

○8番（藤原典男） 見えないところについては交換する、本当前向きな回答でよろしいんですけども、この冬どうするかという問題もあるんです。そこを私は聞きたいんです。このことについてもう一度、この冬何とするかと、町内会を含めたいろんな対策、スプレーもあるし、どうのこうのというあたりの考え方、検討するでもいいんですけども、そこら辺の今冬の対策について、考え方について伺いたいと思います、再度。

○議長（藤原幸雄） 藤原市民福祉部長。

○市民福祉部長（藤原久基） 議員のご指摘にありましたように、不備なカーブミラーについては、早急に点検をして、曇っているもの、経年劣化のものについては、速やかに交換をしたいと考えてございます。

○議長（藤原幸雄） 8番藤原議員。

○8番（藤原典男） カーブミラーについては、いろいろ今後、この冬どうするのかということについては、内部で検討して、必要であれば町内会の皆さんにもお願いして協力を得るという方向が私は良いのではないかなと思いますので、まずこれを提言しておきます。

次に、道路の問題ですけれども、道路も一杯私どもに寄せられまして、拡幅の問題とか、道路にひび割れがあるとか、いろいろなことがあります。この場所では何丁目の何番地のどこがどうなっているとかということ、具体的に言いませんけれども、参考にして今後進めていくということですから、今、冬、雪が積もってきましたけれども、この雪の中ではちょっといろんなことを調査することはできないのですが、包括的に見て、地域からの要望もありますし、私どもの寄せられたアンケートの結果もありますけれども、このことについて来春からどのように進めていくのか、そこら辺もう一度伺いたいと思います。参考にするとは言っておりましたけれども。

○議長（藤原幸雄） 菅原産業建設部長。

○産業建設部長（菅原靖仁） 8番藤原議員の再質問にお答えします。

道路整備の件であります。平成29年度の発注状況であります。これは職員のパトロールや自治会、また、市民の皆様からの要望を含め、危険な箇所などは早急に対応してまいっております。その他の箇所については、優先順位や財政状況を考慮して実施しています。

内容としましては、市道の局部改良工事が4カ所、舗装補修が4カ所、改良工事が2カ所、雨水対策工事が3カ所、側溝改良工事が4カ所などとなっております。

あと、幹線道路につきましては、国庫補助事業等を活用しながら社会資本整備総合交付金事業であります。事業費として1億6,000万円ほどで4路線ほど行っております。

いずれにしましても、先ほどから何回も言っていますが、道路整備には長い時間と多大な経費がかかりますので、路線の重要性や国庫補助事業など有利な財源を確保できる路線から整備してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（藤原幸雄） 8番藤原議員。

○8番（藤原典男） 最初の答弁で私どものアンケートの結果も尊重しながらという話をされましたけれども、それはそれでよろしいですか。

それでは、次に、障がい者施設に通う利用者の給食費ということで質問したいと思えます。

天王つくし苑、10月から市の管轄になりまして、54名の方、それから飯田川のつくし苑では18名の方です。それで、1回のお昼の給食が600円のところを300円、今補助されているということですが、これが今度なくなると。なくなる予定があるということで何か協議されているということですが、利用者の方からは大分不安の声が起きています。給食費だけがなくなるのではなくて、今、施設でやっている障がい者の方を迎えに行く制度、車で迎えに行くこともやっておりますが、この迎えに行くこともやめるみたいなんです。そうすると、車の持っていない保護者、高齢者の人は、どういうふう子どもさんを施設に送っていくかということも大問題だと私は思います。

それで、市長もわかっているとおり、障がい者の権利条約というのがあります。障がい者の生活水準及び社会的な保障をしていくべきだと。仮にこういう給食の制度とかいろいろな制度がなくなっていくとすれば、私は、本市としては、障がい者に対してやさしいような市でなければいけないし、これは独自の条例を作っても今のままの制度は、

私は残していったら、障がい者の方がいきいきと、それから家族の人も、なくなると、もう介護とか何かで大変です。だから、本市としては、やはりこういう制度を残すべきだということで国の方にも話をするし、また、仮になくなるとすれば、本市で独自の制度を作って、私は補助していくということも必要だと思うんです。このことについて市長から見解を伺いたいと思いますけれども、いかがですか。

○議長（藤原幸雄） 藤原市長。

○市長（藤原一成） 藤原議員の再質問にお答えします。

これ、先ほど答弁があったとおり、まだ決まったものではないということですから、我々はその決定の過程を注視しているところであります。仮の話は今、私の方からは述べることは差し控えますけれども、ただ、藤原典男議員がおっしゃったその障がい者の権利条約であるとかその趣旨は、私自身承知しているところであります。

この市として障がいをお持ちの方々にどのぐらい経済的にご支援申し上げるかということは、市当局のみならず議会の方でもきちんとお話し合いをしていただきながら、委員会の方でも話題を出して議論をしていただきながら、我々としては、それを市として、国はやめるけれども市として残すんだということであれば、我々もそれを受けて様々な財政やら、ほかの支援措置とのバランス等も考慮した上で、やるかやらないかということを決してまいりたいと思います。

○議長（藤原幸雄） 8番藤原議員。

○8番（藤原典男） こういう状況の中で今一番大事なのは、該当する方の声を、家族、それから利用者の方、それから施設で働く方が、どういう思いでいるのかということの気持ちを酌むことがやはり大事だと思うんです。そういう点では、そういう方々の声をお聞きになるつもりがあるのかどうか、そこらをもう一回市長にお聞きしたいと思いますが、どうでしょう。

○議長（藤原幸雄） 藤原市長。

○市長（藤原一成） 再質問にお答えします。

実は先日、このつくし苑の理事長さん方、あるいは職員の皆さんが市長室を訪問していただいて、縷々いろいろなお話をしました。その中にいる方々の様子であるとか、そういったものも、入所していらっしゃる方がその当日は来ていらっしゃいませんでしたけれども、その方々からいろいろなお話を聞きつつ、そして私自身もいづれつくし苑さんの方にまたご訪問致しますねというような約束もしております。ですから、もしそ

ういう機会があった場合に、そういうもし意見があれば、入所した方からそういう意見があれば、当然私は聞いてまいると。しかし、決定していくのは、先ほど申し上げたとおり、我々が議員の皆様方とお話をし、そしてそういった声にも十分応えられるかどうかということを検討して決めていきたいと考えてございます。

○議長（藤原幸雄） 8番藤原議員。

○8番（藤原典男） いろいろな市民の方が、高齢者もいますし、障がいをもっている方もおりますけれども、今、当面して本当にどうなるのかと心配している方々に本当に寄り添って、特に障がい者の方、弱い方に対して、やさしい市であるべきだと思いますし、その点では一層のご努力をすべきだということを提言申し上げまして私の一般質問をこれで終わります。どうもありがとうございました。

○議長（藤原幸雄） これをもって8番藤原典男議員の質問を終わります。

11時35分まで暫時休憩します。

午前11時28分 休憩

.....  
午前11時35分 再開

○議長（藤原幸雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、17番伊藤正吉議員の発言が正午過ぎまでかかることは十分わかりますけれども、伊藤正吉議員の発言は終わるまで続行したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原幸雄） 異議なしの声がございます。

17番伊藤正吉議員の発言を許します。17番伊藤議員。

○17番（伊藤正吉） 私からは、通告順に従い、2点について質問致しますので、宜しくお願ひしたいと思います。

まず最初に、潟上市防災・健康拠点施設の指定管理者制度について、お伺ひします。

先般の全員協議会において、旧八郎潟ハイツ跡地に建設されます潟上市防災・健康拠点施設の管理運営主体を指定管理者制度による管理運営を進めると説明がございました。これまでも市の公共施設における指定管理や業務委託は、業務の効率化や職員の軽減、職員数の削減など、歳出削減以外にも様々な形で市に貢献をしてきたと思われまふ。このたび指定管理するにあたり、「指定管理者の指定の手續等に関する条例」によって進められていると思ひますが、次の5点についてお伺ひします。

1つ目は、指定管理と業務委託の違いは何か。

2つ目は、これまでの指定管理者の評価方法は、どのように行っていますか。

3つ目は、指定管理した場合のメリットは何か。

4つ目は、指定管理料はどのように決められるのか。また、年度途中の変更もあり得るのか。

5つ目は、市で実施する事業などについては、市と指定管理者との関係はどのような形になるのか。

以上お伺いします。

2点目は、飯田川保健福祉センターの風呂事業についてでございます。

これについても、さきの全員協議会で飯田川保健福祉センターの現状、利用状況、事業収支、改修した場合の事業費の説明を受けました。

事業収支で言えば、平均約1,600万円のマイナス、風呂の改修事業費は約6,100万円がかかりますとのことでした。飯田川保健福祉センターは、住民の健康増進や高齢者を含めた憩いの場として風呂事業をはじめとする福祉施設として開設され、これまでたくさんの方に利用され、住民の福祉向上に寄与されてきております。また、収支については二の次という考え方でスタートしております。

確かに収支を見れば大きなマイナスかもしれませんが、以前、70歳以上を対象に利用無料券を配布された頃は、利用者も2倍以上も利用されておりました。今後ますます高齢者が増加してきます。また、一人暮らしや高齢者世帯も増加します。創意工夫すれば利用者や収入も増えると思います。

また、例えば東日本大震災や熊本の大地震みたいな災害時には、避難場所として公共の風呂があれば大いに助かると思います。飯田川保健福祉センターの風呂事業の再開について、どのように考えているのかお伺いします。

以上、2点についてお願いします。

○議長（藤原幸雄） 当局の答弁を求めます。栗山総務部長。

○総務部長（栗山隆昌） 17番伊藤正吉議員の一般質問の1つ目「潟上市防災・健康拠点施設の指定管理者制度について」お答え致します。

はじめに、ご質問の1点目「指定管理と業務委託の違いについて」お答え致します。

受託する団体等の制限につきましては、指定管理者制度の場合は、法人その他の団体等であれば可能であり、法人格は必ずしも必要ではありません。但し、個人は指定管理

者になることはできません。

業務委託の場合、基本的に制限はございません。

管理内容につきましては、指定管理者制度の場合、条例に規定された管理業務の範囲において管理を代行できますが、業務委託の場合は、地方公共団体の管理のもとで委託された業務を執行することとなります。

管理権限については、指定管理者制度の場合は、指定管理者に委任となりますが、業務委託の場合は、設置者である地方公共団体が保有しております。

施設の使用許可については、指定管理者による使用許可が可能となりますが、業務委託の場合は、受託者による使用許可はできません。

利用料金につきましては、指定管理者制度の場合は、指定管理者の収入とすることができますが、業務委託の場合は、受託者の収入とすることはできません。

その他、指定管理者の指定については、議会の議決が必要となっている点などであり  
ます。

次に、ご質問の2点目「これまでの指定管理者の評価方法について」お答え致します。

指定管理者による管理業務の導入後は、施設管理が適正に行われているかを監視することが市の責務となります。よって、施設の利用状況や経理の執行状況をはじめ、当初の事業計画に沿った運営がなされているかなどを、定期または随時に調査、確認することが必要となることから、所管課はその具体的実施方法を事前に協議・検討し、協定書等に定めることとしております。

指定管理している施設により違いがありますが、毎月の管理業務報告書の提出や年度終了後の実績報告書の提出、また、随時に状況報告の説明を求めることができます。また、指定管理者の候補者の選定については「潟上市指定管理者選定委員会」において管理業務内容の評価を行った上で「潟上市公の施設の指定管理者候補者決定基準」に照らし合わせ、候補者を選定しております。

ご質問の3点目「指定管理した場合のメリットについて」お答え致します。

指定管理者制度とすることにより、公の施設の管理に民間のノウハウが活用され、住民サービスの向上が図られるとともに、経費の削減等も図られるものであります。

ご質問の4点目「指定管理料は、どのように決められるのか。また、年度途中の変更もあり得るのかについて」についてお答え致します。

改定方法につきましては、毎年度、決算書及び予算書等を提出してもらい、実績等を



踏まえながら算定し、両者協議の上、毎年度交わす「年度協定」で定めております。

年度途中の変更については、「基本協定」において「指定管理料の額を変更するべき特別な事情が生じた場合には、相手方に対して通知することにより指定管理料の変更を申し出ることができるものとする。」と規定されていることから、変更することもあり得るということでございます。

ご質問の5点目「市で実施する事業などについて、市と指定管理者との関係」についてお答え致します。

防災・健康拠点施設での実施事業は、秋田県市町村未来づくり協働プログラム「安全『防災』・安心『健康』潟上プロジェクト」に盛り込んだ事業を基本に、市民の健康増進を図り、健康寿命の延伸を目的とした運動習慣の定着を目指した事業を考えております。

具体的には、トレーニング教室・エアロビクス教室、生活習慣病予防教室などの実施を予定しており、これらの事業を指定管理者に委託するものであります。

以上でございます。

○議長（藤原幸雄） 藤原市民福祉部長。

○市民福祉部長（藤原久基） 17番伊藤正吉議員の一般質問の2つ目「飯田川保健福祉センターの風呂事業について」お答え致します。

伊藤議員のご質問にありますように、飯田川保健福祉センターは、これまで多くの市民の方々の健康と福祉の向上に寄与してきた健康福祉施設であると認識をしております。

現在休業中の風呂事業につきましては、再開を望む市民の声や費用対効果を問う意見も届いており、さきの全員協議会において風呂事業の利用状況や改修費、ランニングコストなどについてご説明をして、今後の方向性について議員の皆様にお諮りをしたものでございます。

風呂事業の方向性については、重要な案件でありますので、もう少しお時間をいただき、議会の皆様にも再度お諮りをして結論を得たいと考えてございます。

○議長（藤原幸雄） 17番、再質問ありますか。17番伊藤議員。

○17番（伊藤正吉） 指定管理と業務委託の違いは、先ほど総務部長からもお話あったとおり、この施設の管理の権限は指定管理者が有する管理基準や業務範囲は条例で定めるといって、業務委託については設置者たる公共団体に有することであって、また、指定管理者については議会の議決を経て決定するのでありますが、業務委託につ

いては議会の議決は不要とか様々、利用料金についてもいろいろお話がございましたのでわかりました。

また、指定管理者制度を今回利用するということについては、異論もございません。

次に、2番目の指定管理者の評価方法についてでありますけれども、評価するということは非常に大事なことでありまして、事業が始まりますと、例えば当局が思い描いているものと指定管理者が描いているものと違ってきた場合、また、市民がどういうことを望んでいるか、何を必要としているのか、そのニーズなどのひずみがある場合など、様々な課題や問題点が出てくると思います。設置者や利用者にとって満足したものなのかなどは、評価が必要と思います。そのため多くの自治体では、評価のための第三者を加えた評価委員会とかを設置しております。また、モニタリングをやっているところもございますが、その点についてはどうお考えか、お尋ねしたいと思います。

○議長（藤原幸雄） 栗山総務部長。

○総務部長（栗山隆昌） ただいまの再質問にお答え致します。

業者を選定する場合に選定委員会を設けます。そして、その中に外部委員の方々が4名いらっしゃいます。そして我々内部の人間が4名、8名において、最初、選定委員会を開きまして、その選定を行います。決まった業者に対しまして、今までの形でいきますと、当初一番最初の場合には3年間の指定管理期間ということをお願い致します。そして、次のときに、3年後にまた選定委員会を開きますので、また議会にかけるということになります。ですから、その段階で3年間の部分を慎重に初年度におきましては審査し、選定していくということになります。

あとは先ほど言いましたとおり、指定管理料につきましては、毎年度、協定によって交わしていくということになりますので、あとその都度その都度、評価等入っていきますので、その辺はしっかり監視しながら進めていくということでございます。

○議長（藤原幸雄） 17番伊藤議員。

○17番（伊藤正吉） ただいまの総務部長の説明では、3年ごとに今回の評価委員会ですか、選定委員会、選定委員会でもって評価していくということですがけれども、やはりこういった場合の施設の場合は、第三者的な、全く違った形で評価委員会をしながら、また、モニタリング等をしながらやはり評価していくべきではないかと思っておりますけれども、その点について再度質問致します。

○議長（藤原幸雄） 栗山総務部長。

○総務部長（栗山隆昌） 再質問にお答え致します。

先ほど申し上げましたが、最初に選定委員会では、かなりその辺のところを吟味しながら、まず業者選定を行うわけでございますが、そしてその3年間の間は、先ほど言いましたとおり、そのときどきに評価しながら進めていくと、監視しながら進めていくということでございます。そして最初の場合は、今までの例でいきますと3カ年、そしてそれ以降、順調であれば5年ごとの指定管理ということでお願いしていることでございます。

今、外部評価というお話がございましたけれども、まず選定委員会そのものが、前にもそういうご指摘があったこともございまして、今年度からは外部委員の方を4名入れて内部の方で4名、半々のところで点数をつけながら選定しているところでございますので、宜しくお願い致します。

○議長（藤原幸雄） 17番伊藤議員。

○17番（伊藤正吉） 選定するところは選定委員会で、それは当然よろしいですけれども、例えば指定管理者とやっているうちに、何とかな、当局側の目的とが一致してこない場合も起こり得る場合もあると思います。そうすれば、その選定委員会のメンバー、外部のメンバー4人とおっしゃいますけれども、そのメンバーについてお知らせすることができますでしょうか。もしできましたらお願いします。

○議長（藤原幸雄） 栗山総務部長。

○総務部長（栗山隆昌） 外部4人と言いましたけれども、金融機関から2名、それから税理士さんから1名、司法書士さんから1名ということで4人でございます。

○議長（藤原幸雄） 17番伊藤議員。

○17番（伊藤正吉） ただいま、例えば司法書士と言うと、労働環境とかそういった面のところで意見をもらうということだと思いますけれども、また、税理士については、収支とかそういったところでの評価をしていただくということだと思いますが、そこに当局の人も4人入るといことですけれども、やはり実際使われている、何と申しますか利用者、利用者がどのように望んでいるのか、そういったところの人の、やはりこの選定委員会というか評価するところに加えた方が、より多くの人に利用してもらえば、そういった一般の実際に使われている方も入れた方がいいかと思っておりますけれども、そこら辺はどうでしょうか。

○議長（藤原幸雄） 栗山総務部長。

○総務部長（栗山隆昌） 再質問にお答え致します。

今ご説明致しましたこの選定委員会と申しますのは、この例えば今回の健康拠点施設の指定管理という特化したものではございませんので、すべての指定管理を行うものについての指定管理の選定委員会でございますので、このような形になっているということでご理解願いたいと思います。

○議長（藤原幸雄） 17番伊藤議員。

○17番（伊藤正吉） 2番については大体わかりました。

メリットも先ほどおっしゃったように、ということですので、よろしいですけれども、料金の設定についてですけれども、これは市民からたくさん利用してもらうのが市の意図するところでありまして、市長もいつも言っていますけれども、健康寿命の延伸を図るということでもありますので、やはりこの料金の設定についても、これはやはり多く利用してもらうためには、十分これ検討を必要とされることと思いますので、これは料金の利用の扱いについては、指定管理者制度については条例で定める範囲内で料金を設定するということでもありますけれども、この料金は指定管理者に収入となりますが、この料金を設定するにあたり、この金額はどのようなものを参考にしながら決めたのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（藤原幸雄） 栗山総務部長。

○総務部長（栗山隆昌） 料金のお話でございますが、条例の概要説明したときに、そのところにこの料金というのは入っているわけでございますけれども、私どもとしましては、県内の同様の施設等それらを参考にしながら、当然のことながら指定管理者として、それが収入としてなるわけでございますから、いたずらに安い金額で行うわけにもいかないと、当然、インストラクターも付くというような話でございますので、それなりの料金を、適正な料金をいただきながら進めていきたいと。ただ、市民の皆様と市以外の方々とは、ちょっと差をつけさせていただく、それから、利益目的の場合についても、倍というような形で差を設定させてもらっています。ということで、料金設定を考えたところでございます。

ちなみに、秋田市のサンライフだとかいろいろございます。スポーツ科学センター、それからわいわいプラザ、こういうところも参考にしながら料金設定をしたところでございますので、ご理解のほど、お願い致します。

○議長（藤原幸雄） 17番伊藤議員。

○17番（伊藤正吉） 指定管理料についてとか料金についてはわかりました。

次、5番目の、例えば市で実施する事業、例えば今、市で健康教室とかいろいろやられておりますけれども、それらの教室等、この指定管理者を利用しながらやられた場合、そうすれば市とその指定管理者の関係は、どのような形ということで質問なんですけれども、それはあれですか、例えばその料金、使用料とかそういうのは取られるのか。また、教室は指定管理者がやられるのか、市がやられるのか、そこら辺もちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（藤原幸雄） 栗山総務部長。

○総務部長（栗山隆昌） 再質問にお答え致します。

事業に関しましては、市が独自で行うもの、または指定管理者にお願いするもの、指定管理者の独自で行うものと、このようになっておりますので、その辺のところは仕様書の中で整理していくということになります。宜しくお願い致します。

○議長（藤原幸雄） 17番伊藤議員。

○17番（伊藤正吉） それぞれの市でやられるものと指定管理者でやられるもの、それぞれ別々でやるということですが、そうすれば市でやられた場合の事業については、使用料は取るのですか。それとも指定管理者独自の事業についても、その使用料はどうか、そこら辺はどうでしょうか。

○議長（藤原幸雄） 栗山総務部長。

○総務部長（栗山隆昌） 再質問にお答え致します。

市で行う事業というものは、現在、ほかの施設でも行っておりますが、それはすべて無料で行っておりますので、その辺は無料で考えております。

あと、指定管理者の行う事業については、その辺はちょっと今後の検討ということになります。宜しくお願い致します。

○議長（藤原幸雄） 17番伊藤議員。

○17番（伊藤正吉） 1番目の防災・健康拠点施設の指定管理者制度についてはわかりました。

まだ一番最後のところは、この後検討するということでありましたので、次に飯田川保健福祉センターの風呂事業についてでございますけれども、これについてはまだ結論を出せないという状況でありますので、地域の市民の方からは、保健福祉センターの風呂の再開を望む声があちこちから聞こえてきて、多かったことを報告して、これについ

ては前向きに検討していただきたいと思います。

以上で、これは要望ですので、以上で質問を終わります。

○議長（藤原幸雄） これをもって17番伊藤正吉議員の質問を終わります。

暫時休憩します。再開は午後1時半とします。宜しくお願いします。

午後 0時01分 休憩

.....  
午後 1時30分 再開

○議長（藤原幸雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

13番鈴木壮二議員の発言を許します。13番鈴木議員。

○13番（鈴木壮二） それでは、一般質問の通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

地方公共団体による公衆無線LAN（Wi-Fi環境）の整備についてでございます。総務省は、「日本再興戦略2016」「世界最先端IT国家戦略」に基づき、地方公共団体に対する調査結果を踏まえ、平成29年度から平成31年度までの3カ年における「防災等に資するWi-Fi環境の整備計画」を策定しました。

「整備計画」において、平成31年までの整備目標数（国による支援を活用した整備、地方財政措置を活用した整備、自主的な整備等の箇所数）として約3万カ所、これは整備済みを含むですが、を設定するとともに、官民が連携しながらその整備を推進することとしております。様々な分野、これは農林水産業、観光、医療、教育、防災等におけるWi-Fiの効果的な利活用は不可欠です。中でも、災害に強く、地域活性化のツールとしても有効な公衆無線LAN（Wi-Fi）への注目が高まっており、時代にあった地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携することができます。

①農林水産業では、効率化、生産性の向上、農山漁村の活性化、生産、加工、流通までの一貫管理体制の構築、顧客管理体制の構築等、農業の6次産業化に向けた動きがきます。

②観光面では、利便性向上、交流人口の拡大等、相応の地域社会活性化効果があります。多様で画一的ではなく、それぞれの目的、趣向をもって旅行する観光客が、地域の魅力や情報をSNSなどパーソナルメディアに発信、拡散します。パーソナルな情報に観光客が反応し、入り込みが増えることが期待できます。

③医療面では、医療機関等の情報連携、地域包括ケアシステムの構築等が期待できま

す。

④教育面では、効率的・創造的な教育が期待でき、事実、テストの平均点数が上がっているというデータが示されております。2020年（平成32年）小学校における「デジタル教科書（タブレットを使用しての授業）」が実施されます。

⑤防災面では、安心なくらしを守る（緊急速報、災害情報、安否確認等）という観点から、電話回線が輻輳のために利用できない場合でも、インターネットにアクセスしやすく、スマートフォン等のように無線LANの利用可能な端末が急速に普及していることから、災害時でも効果的に情報を受発信できる通信手段です。防災拠点（避難所、避難場所、官公署）での公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備を行うとともに、災害発生時の情報伝達手段の確保のため、被災場所として想定され災害対応の強化が望まれる公的な拠点（博物館、文化財、自然公園等）におけるWi-Fi環境の整備を行う地方公共団体に対し、その費用の一部を補助しますとあります。Wi-Fiは重要な情報アクセス手段であり、無料であることが重要となります。ビッグデータ、オープンデータ時代において、屋内外にあるあらゆるものからデータが発せられるようになることから、それにあわせてアクセス回線の多様化が必要となります。屋外で広域をカバーするWi-Fi環境ではありますが、反面、秘匿性の高い議場、会議室では、情報漏えいや外部からの不正なアクセスを防止するため、電波エリアを最小限に抑えることもでき、年度を追うごとにタブレット導入自治体は急速に増加しています。議会でタブレットを使用した場合、コスト削減だけでなく「議会改革」「議会の情報公開」といった課題とも連動し、さらなる広がりを見せることでしょうか。以上の観点から、次の点についてお尋ね致します。

1、昨日の新聞紙面にもありましたが、五城目町や横手市等、Wi-Fi環境の整備をするとなっております。他市町村が観光、防災等で整備していっている中で、潟上市として公衆無線LAN（Wi-Fi環境）の整備については、どのように考えておられるのでしょうか。

2、費用の一部補助とありますが、どの程度の補助でしょうか。また、その対象先は、どこでしょうか。

次に質問の2、自転車保険の加入促進についてであります。

自転車は、健康づくりをはじめ、経済的理由や環境負担軽減などを反映して、子どもから高齢者まで手軽に利用できる軽車両であり、車道を走行することが原則とされてい

ます。しかし、多くの自転車利用者は、歩行者と同じ感覚で利用しております。

潟上市内のある地域では、安心して歩道を歩くことができないとの声や、自転車の安全走行を求める声が寄せられております。

自転車事故は、全国で5分20秒に1件という割合で発生しており、平成27年度の自転車乗用中の人身事故は、発生件数9,870件、死傷者数9万7,805人と死傷者数の14.6%を占めており、歩行中の死傷者の1.7倍と高くなっております。また、自転車側が加害者となる事故が多発しており、自転車事故でも被害の大きさにより数千万円の賠償金を支払わなくてはならない場合もあります。現に自転車側に平成20年、25年に、1億円近い高額賠償を命じる判決も出ております。この賠償責任は、未成年といえど責任を逃れることはできません。

兵庫県の加西市は、2015年10月から自転車保険の加入を義務化し、自転車通学している中学生を対象に一括して保険に加入しています。市内の中学生1,200人が保険に加入し、1人当たり1,000円の掛け金は市が負担しております。補償の及ぶ範囲は中学生とその家族で、最大1億円まで補償されます。この加西市を参考にして神奈川県大和市でも2016年11月から自転車で遠出するようになる小学校5・6年生を対象に市として保険に加入しています。保険は1年間の掛け捨てで、1人当たり810円、対象人数3,800人分の掛け金は、市が全額負担しています。仮に潟上市で小学校・中学校まで同じ内容の保険契約で加入するとすれば、年240万円の予算で可能となります。これで同居家族も含め、自転車に係る損害もカバーすることができます。以上の観点から、次の点についてお尋ね致します。

時代のニーズにあわせ、保険加入を条例で規定するとともに、加入促進のために具体策を講じるべきと考えますが、いかがでしょうか。

また、子育て支援にもなり、潟上市でも実施すべきと考えますがいかがでしょうか。宜しく申し上げます。

壇上からの質問を終わります。宜しく申し上げます。

○議長（藤原幸雄） 当局の答弁を求めます。栗山総務部長。

○総務部長（栗山隆昌） 13番鈴木壮二議員の一般質問の1つ目「地方公共団体による公衆無線LAN（Wi-Fi環境）の整備について」お答え致します。

ご質問の1点目、地方公共団体による公衆無線LAN（Wi-Fi環境）の整備についてであります。大規模災害が発生した場合には、短時間に大量の情報が発生するこ



とになります。市及び防災関係機関は、その情報を的確に判断し、これらの情報を迅速に、効率よく収集・伝達を行うための連絡網の整備が必要であるととらえております。

市では、情報伝達手段の取り組みとして、市内に設置している防災行政無線親局及び屋外拡声子局のデジタル化を進めながら、新たな住宅開発地への難聴地域解消のため、順次増設工事に取り組んでおります。

加えて、公民館、図書館、幼稚園、保育園、小・中学校及び福祉施設への戸別受信機の設置をしております。

また、市民の皆様には、緊急災害情報を携帯電話にメールで配信できる市防災行政情報メールへの登録や災害用伝言ダイヤル171の活用等を推奨しているところであります。

ご指摘にありますように、大規模災害が発生したときには、電話回線が集中し混雑して利用できないことも想定されます。情報伝達手段の整備は、これまで取り組んできておりますが、伝達手段の多重化を踏まえ、耐震化、非常用発電装置が確保されバックアップ機能が備わっている公共施設への公衆無線LAN（Wi-Fi環境）設置の検討を進めており、第1弾としまして市役所1階への設置を予定しているところでございます。

次に、ご質問の2点目、費用の一部補助についてお答え致します。

対象となる事業主体でございますが、財政力指数が3カ年の平均値で0.8以下、または条件不利地域の普通地方公共団体及び第三セクターになります。潟上市においても条件不利地域に該当するため、補助対象の事業主体となります。

対象となる施設でございますが、避難所及び避難場所等となっており、市役所、学校、公民館及び公園等が該当します。

また、補助対象は、無線アクセス装置等の機器及び整備に係る工事費等であり、補助率は2分の1でございます。

以上でございます。

○議長（藤原幸雄） 菅原教育部長。

○教育部長（菅原 剛） 13番鈴木壮二議員の一般質問の2つ目「自転車保険の加入促進について」お答え致します。

まず、兵庫県加西市においては、兵庫県で制定した「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に基づき、自転車通学している中学生を対象に、自転車事故を起しても十分な補償ができるよう、自転車保険に一括加入しており、このことは、議員ご指

摘のとおりであります。

自転車通学の際の災害に対応する保障としては、児童・生徒全員が加入している日本スポーツ振興センターの保障、年1回の自転車安全点検を受けることによる保障、そして任意の民間の保険、この3つの保障があります。

議員のご質問にあるとおり、自転車事故でも被害の大きさにより多額の賠償金を負うこともあり、未成年といえども、その責任を免れることはできません。このことから、自転車を使用する責任に対しての指導や負担増への対応策を講ずる重要性は、ますます増大していると認識しております。

日本スポーツ振興センター掛け金については、市が約半額助成しておりますが、今後は、自転車点検の義務づけを明確にし、安全に関する保護者の責任のもとに自己管理を呼びかけるとともに、民間の任意保険への加入義務づけや補助等については、今後、国及び県の動向を注視しながら検討してまいります。

以上です。

○議長（藤原幸雄） 13番、再質問ありますか。13番鈴木議員。

○13番（鈴木壮二） 1つ目の公衆無線LAN（Wi-Fi環境）のことについてご答弁いただき、ありがとうございます。

今、栗山部長がおっしゃられたとおり、整備をするということでありがたく思っております。

まず、財源厳しい中、やっていただけるということでありがたく思っております。質問となるかどうかちょっとわかりませんが、Wi-Fiの潟上市地域防災計画への記述とかそういうものはございませんので、その辺はどういうことになるのかと、あと、停電した場合、太陽光発電機能を持つ災害対応型APアクセスポイントとかも必要になるのではないかと思います。思いますが、いかがでしょうか。

質問は、Wi-Fiの潟上市の地域防災計画への記述がないということと、あと停電した場合、大規模の震災とかそういうことがあった場合、停電した場合はWi-Fiとか使えないという状況に陥る可能性もあるわけですね。そういうときは太陽光発電機能を持つ災害対応型の、太陽光発電と一緒にあったWi-Fiがあるんですけども、そういうのも必要になるのではないのでしょうかということに関していかがでしょうかという質問です。すいません。

○議長（藤原幸雄） 栗山総務部長。

○総務部長（栗山隆昌） 再質問にお答え致します。

災害防災計画の中に、このWi-Fiの記述がないのではないかとということでございますが、その点についてうちの方で確認しまして、もし改正が必要であればそれは対応していきたいと思っております。

それから、今のお話の中で確かに大災害が起きたときに、これが機能するのかという心配がございます。一応まず今現在整備する市におきましては、そういうバックアップ機能があるということで付けるわけでございますけれども、実際に大災害が発生した場合には、利用不可能になるということも想定されないわけではございません。ですから、太陽光があるからといって、それで使えるということではなくて、大元のところで使えなくなるという可能性があるということでございます。

○議長（藤原幸雄） 13番鈴木議員。

○13番（鈴木壮二） 答弁ありがとうございます。

Wi-Fi環境のことの質問についてはありがとうございます。

次に、2つ目の自転車保険加入促進の件についてですが、菅原部長からありましたように、子どもたちの中には要保護や準要保護という子どもたちもいるわけですし、行政の方からいくら親御さんの方に指導しても、そういうふうにならないような、保険に入らないような方々がもしかしたらいるかもしれないということにかんがみて、そういう方たちに対しては行政の方としての対応はどのようになされるのでしょうか。宜しくお願いします。

○議長（藤原幸雄） 菅原教育部長。

○教育部長（菅原 剛） 13番鈴木議員のただいまのご質問にお答え致します。

要保護、準要保護の児童・生徒に対しましては、給食費、あるいは学用品費等の支援を行っております。この後、自転車保険について、市で義務づけ等検討する際には、こうしたこともあわせて検討したいと思います。

以上です。

○議長（藤原幸雄） 13番鈴木議員。

○13番（鈴木壮二） ありがとうございます。前向きに検討していただけるということで、宜しくお願いします。

これで質問を終わりたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（藤原幸雄） これをもって13番鈴木壮二議員の質問を終わります。

これで一般質問は、すべて終了しました。

お諮りします。委員会審査等のため、12月9日から18日までの10日間、本会議を休会したいと思いますのですが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原幸雄) 異議なしと認め、12月9日から18日までの10日間、本会議を休会することに決定になりました。

本日の日程は、これで全部終了しました。

よって、本日はこれで散会します。

なお、12月19日火曜日、午後1時30分より本会議を再開しますので、ご参集いただきます。

また、12月11日、午前10時より予算特別委員会を開催しますので、ご参集いただきます。

本日は誠にご苦勞様でございました。ありがとうございます。

---

午後 1時51分 散会